

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正
(県例規集登載)

医療推進課

- 救急病院の指定

〃

- 指定居宅介護支援の事業の廃止

長寿社会課

- 土地収用法に基づく事業の認定

監理課

- 道路の区域変更

道路整備課

- 道路の供用開始

〃

【公告】

- 一般競争入札の実施

財産活用課

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

県民生活交通課

- 県営土地改良事業変更計画の縦覧

耕地課

- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

- 〃

〃

- 〃

〃

- 〃

〃

- 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

〃

- 〃

〃

- 〃

〃

- 落札者等の決定

教育委員会

目次

担当課（室）

【公安委員会】

- 警備業法に基づく検定

生活安全企画課

- 〃

〃

- 警備業法に基づく講習

〃

◎岡山県告示第三百七十二号

昭和四十一年岡山県告示第五百十三号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）の一部を次のように改正し、平成二十六年度分の補助金から適用する。

平成二十六年七月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

表保健福祉部の部岡山県女性医師等就労環境改善事業補助金の項の次に次のように加える。

岡山県専門医 認定支援事業 費補助金	専門医の質の 向上及び医療 提供体制の改 善	病院又 は診療 所の開 設者	専門医の養成プロ グラム作成事業	選定額と総事業費 から寄附金等を控 除した額のうちい ずれか少ない額の 二分の一以内
--------------------------	---------------------------------	-------------------------	---------------------	--

◎岡山県告示第三百七十三号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する救急病院である。

平成二十六年七月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

名 称 岡山市立せのお病院

所在地 岡山市南区妹尾八五〇

名 称 さとう記念病院

所在地 勝田郡勝央町黒土四五

二 有効期限

平成二十九年八月五日

附 則

この告示は、平成二十六年八月六日から施行する。

平成26年7月11日 岡山県公報 第11600号

◎岡山県告示第三百七十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十六年七月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ケアプランそよかぜ

2 所在地

岡山県津山市中原三八五番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社さつき

2 所在地

岡山県津山市中原三八四番地

三 廃止年月日

平成二十六年七月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇二〇四八

五 サービスの種類

居宅介護支援

◎岡山県告示第三百七十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業を認定した。

平成二十六年七月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 起業者の名称

岡山市

二 事業の種類

西大寺ふれあいセンター駐車場増設事業

三 起業地

1 収用の部分 岡山県岡山市東区西大寺中二丁目地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

西大寺ふれあいセンター駐車場増設事業（以下「本件事業」という。）は、法第三十二条第三号に掲げる社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）による社会福祉事業の用に供する施設、同条第三十一号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎及び同条第三十二号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に関する事業と認められるため、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である岡山市は、本件事業に要する経費について予算措置を講じるとともに、組織及び人員に事業を遂行する能力があると認められ、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められるため、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(1) 起業地を本件事業の用に供することにより得られるべき公共の利益については、西大寺ふれあいセンターは、福祉、健康づくり、生涯学習等の市民サービスを提供し、多くの来館者がある中で、駐車場不足が慢性化している状況において、駐車場を増設することで、来館者の利便性向上とともに、周辺道路への違法駐車防止、安全な交通等の良好な生活環境の確保に寄与することが見込まれる。

(2) 起業地を本件事業の用に供することにより失われる私的又は公共の利益については、起業地は現在も賃貸借契約により西大寺ふれあいセンターの来館者用臨時駐車場、職員用駐車場及び公用車駐車場として使用していること、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）により保護のため特別の措置を講ずべき文化財及び動植物は見受けられないこと並びに本件事業は環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）等に基づく環境影響評価の対象事業に該当しないことから、軽微なものと考えられる。

(3) 本件事業計画においては、①駐車場から施設へのアプローチの安全、②利用者の利便性及び③最小限の工事数量を条件として代替案との比較検討を行い、最も妥当な案を採用しており、事業計画の内容、本件事業によりもたらされる公共の利益、起業地の現在の利用状況、その有する私的又は公共的価値等について総合的に判断し、(1)及び(2)を比較衡量した結果、前者が後者に優越すると認められる。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業においては、駐車場不足が生じている現状で早期の供用を図る必要性があり、起業地の範囲は公益性発揮に必要な範囲内にあると認められることから、土地を収用する必要性及びその必要性は公益目的に合致していることが認められる。

5 結論

1から4までに述べたように、本件事業は、法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上により、本件事業について、法第二十条の規定により事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

岡山市東区役所総務・地域振興課

平成26年7月11日 岡山県公報 第11600号

◎岡山県告示第三百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四二九号
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員	延長
倉敷市昭和二丁目四四一番地先から 倉敷市昭和二丁目四四二番一地先まで		新	二二・〇〇 二八・〇〇	二四・〇〇
		旧	二二・〇〇 二六・〇〇	二四・〇〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 倉敷清音線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員	延長
倉敷市阿知一丁目四三五番一三 倉敷市日ノ出町一丁目二八五番二地先まで		新	二〇・一〇 五六・〇〇	一五四・〇〇
			(メートル)	(メートル)

で 倉敷市日ノ出町一丁目二八五番二地先ま	で 倉敷市阿知一丁目四三二番七地先から
旧	
二八・〇	六・九 〇
二〇五・六	

平成26年7月11日 岡山県公報 第11600号

◎岡山県告示第三百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
一般国道	四二九号	倉敷市昭和二丁目四四一番一地先から 倉敷市昭和二丁目四四二番一地先まで	平成二十六年七月十一日
県道	倉敷清音線	倉敷市阿知一丁目四三五番一三地先から 倉敷市日ノ出町一丁目二八五番二地先まで	

平成26年7月11日 岡山県公報 第11600号

〔三三二〕 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第一項の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十六年七月十一日

一 入札に付する事項

岡山県知事 伊原木 隆 太

契約種別		所 在		地目又は構造		面積（平方メートル）		予定価格（最低売払価格）		現 地 説 明		入 札 の 日 時 及 び 場 所	
土地（建付地） 売払い契約	土地（建付地） 売払い契約	1 土地 岡山市北区今 四丁目四八六番 二	2 建物 岡山市北区今 四丁目四八六番 地二	宅地	木造スレー ト・亜鉛メ ッキ鋼板葺 平家建他	二六三・二四	六六・二三	二三、二二〇、 〇〇〇円	〇〇〇円	平成二十六年七月二十 二日（火） 午前十時	岡山市北区今四丁 目四八六番二	平成二十六年八月二十 八日（木） 午前十時三十分	岡山市北区内山下 二丁目五番七号 丸の内会館一階第 一会議室
2 建物	1 土地 岡山市中区東 山一丁目一一 八番一七	宅地	一、二八四・一七	鉄筋コンク	七六六・七四	二二三、五〇〇、 〇〇〇円	〇〇〇円	平成二十六年七月二十 二日（火） 午後二時	岡山市中区東山一 丁目一一八番一 七	平成二十六年八月二十 八日（木） 午後一時	岡山市北区内山下 二丁目五番七号 丸の内会館一階第 一会議室		

二 入札参加者の資格

日本国内に住所、事務所又は事業所を有する個人又は法人。ただし、次に掲げる者を除く。

- 1 地方自治法第二百三十八条の三第一項に規定する者
- 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項に規定する者
- 3 知事が地方自治法施行令第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当すると認めた者であつて、その認めた日から三年を経過しないもの
- 4 申込者又はその役員が岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第一号に規定する暴力団員等（以下「暴力団等」）

土地(建付地) 売払い契約	岡山市中区東 山一丁目一一 八番地一七	リート造陸 屋根2階建						
1 土地 津山市小原字 畔切三五番二七	2 建物 津山市小原字 畔切三五番地二 七	宅地 コンクリー トブロック 造陸屋根二 階建(二棟)	三〇九・四四 一五四・八一	九、六二〇、〇 〇〇円	平成二十六年七月二十 五日(金) 午後二時	津山市小原字畔切 三五番二七	平成二十六年八月二十 七日(水) 午後一時三十分	津山市山下五三 美作県民局三階東 会議室
土地売払い契 約	赤磐市山陽七丁目 八番七、九一四 番二七、九一四番 三二、九一四番八 四	雑種地	二、三五〇・九六 二二、一六〇、 〇〇〇円		平成二十六年七月二十 三日(水) 午前十時	赤磐市山陽七丁目 八番七号	平成二十六年八月二十 八日(木) 午後二時三十分	岡山市北区内山下 二丁目五番七号 丸の内会館一階第 一会議室

という。)に該当する者

5 申込者又はその役員が暴力団等の統制下にある者

6 申込者又はその役員が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者

7 申込者又はその役員が岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領別表一に掲げる措置事由に該当すると認められる者

8 その他知事が不相当と認める者

三 入札参加申込

入札に参加しようとする者は、平成二十六年八月四日(月)午後五時十五分までに、岡山県総務部財産活用課に申し込むものとする。

四 契約条項を示す場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県総務部財産活用課

五 入札保証金

見積もった契約希望金額の百分の五以上に相当する金額を現金又は銀行振出小切手により入札開始前に納付すること。なお、この入札保証金を返還する場合には、利息を付さない。

六 入札の無効

次のいずれかに該当する入札に係る入札書は、無効とする。

1 入札に参加することができない者のした入札

2 談合してした入札

3 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札

4 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明である入札

5 二以上の入札をした者のした入札

6 郵便又は電信による入札

7 岡山県財務規則(昭和六十一年岡山県規則第八号)第三百三十五条の規定に違反する代理人のした入札

七 問い合わせ先

〒七〇〇一八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県総務部財産活用課(電話〇八六(二二六)七二三五)

〔三三二〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十六年七月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十六年七月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人みまさか

三 代表者の氏名

神田 兼世

四 主たる事務所の所在地

津山市下高倉西一七六七番地二

五 定款変更の内容

特定非営利活動に係る事業のうち、グループホーム運営事業を行わないこととする。

平成26年7月11日 岡山県公報 第11600号

〔三三三〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、県営（かんがい排水 備南地区）土地改良事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てることができる。

平成二十六年七月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（かんがい排水 備南地区）変更計画書

二 縦覧の期間

平成二十六年七月十一日から同年八月一日まで

三 縦覧の場所

倉敷市役所

平成26年7月11日 岡山県公報 第11600号

〔三三四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年七月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市金井戸字板屋堂一六八一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市沖二五三一―二

塩塚 洋一

三 許可番号

岡山県指令建指第四二号

平成26年7月11日 岡山県公報 第11600号

〔三三五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年七月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

瀬戸内市邑久町下笠加二七〇―三、二七〇―四

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市東区西大寺上一丁目一九―一九

学校法人森教育学園

理事長 森 靖喜

三 許可番号

岡山県指令建指第四〇一号

〔三三六〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年七月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

新見市高尾字桜田二〇六二―一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

新見市西方一〇五―一

有限会社高林産業

代表取締役 畑 達也

三 許可番号

岡山県指令建指第四一八号

〔三三七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成二十六年七月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

新見市高尾字桜田二〇六二―一

二 公共施設の種類

道路、公園、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

新見市西方一〇五―一

有限会社高林産業

代表取締役 畑 達也

五 許可番号

岡山県指令建指第四一八号

平成26年7月11日 岡山県公報 第11600号

〔三三八〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十六年七月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 借入件名及び数量

館内ネットワークシステム及びアクセスコーナー機器 一式

二 借入期間

平成二十六年十二月一日から平成三十二年十一月三十日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県立図書館総務・メディア課

岡山市北区丸の内二丁目六番三〇号

四 落札者を決定した日

平成二十六年六月二十六日

五 落札者の氏名及び住所

NTTファイナンス株式会社

広島市中区立町二番二七号

六 落札金額

一月当たり一、九七一、二一六円（うち消費税額及び地方消費税の額一四六、〇一六円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

平成二十六年五月十六日

◎岡山県公安委員会告示第百二号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号。以下「法」という。）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十六年七月十一日

岡山県公安委員会

一 検定に係る警備業務の種別等

警備業務の種別及び級	試験区分	実施期日	時間	場所
貴重品運搬 警備業務 (一級)	学科試験	平成二十六年 十月二十三日 (木曜日)	午前九時から午 前十一時まで	岡山市中区小橋町一―一― 二五 岡山県警察本部小橋町庁舎
	実技試験	平成二十六年 十一月十五日 (土曜日)	午前十時から午 後五時まで	岡山市北区御津中山四四四 ―三 岡山県運転免許センター

二 検定対象者

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの
のうち、次のいずれかに該当するもの

- 1 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号）第四条に規定する二級の検定（貴重品運搬警備業務に係るものに限る。）に係る法第二十条第三項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が一年以上であるもの

- 2 都道府県公安委員会が1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

三 検定申請手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による検定申請書 一通
- (2) 写真 二枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏

名及び撮影年月日を記入したもの)

(3) その他

ア 二1に該当する者

合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る所定の様式による書面 各一通

イ 二2に該当する者

都道府県公安委員会が二1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有する者と認める書面の写し 一通

ウ 県内に住所を有する者

住所地が岡山県内にあることを疎明する書類 一通

エ 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

従事する警備業者の営業所が岡山県内にあることを疎明する書類 一通

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。

3 提出期間

平成二十六年九月八日(月曜日)から同月十二日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時まで

四 検定手数料

一万六千円

(注) 岡山県収入証紙により、検定申請時に納付すること。

なお、検定手数料は、納付後は返還しない。

五 受検定員

三十人。ただし、申請順に受け付け、受検定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 受検票の交付

検定申請者に対して、検定申請書を提出した警察署において交付する。

七 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話（〇八六）二三四一〇一一〇 内線三〇三四

2 県内の各警察署の生活安全課

八 その他

1 学科試験については、検定当日の午前八時三十分から受付を開始するので、受験申請者は、午前九時までに受験票を係員に示して受付を終えること。

2 学科試験の受検に際しては、筆記用具を持参すること。

3 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検について別途指示し、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。

平成26年7月11日 岡山県公報 第11600号

◎岡山県公安委員会告示第百三三号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十六年七月十一日

岡山県公安委員会

一 検定に係る警備業務の種類等

警備業務の種類及び級	試験区分	実施期日	時間	場所
貴重品運搬 警備業務 (二級)	学科 試験	平成二十六年 十月二十三日 (木曜日)	午前九時から午 前十一時まで	岡山市中区小橋町一―一 二五 岡山県警察本部小橋町庁舎
	実技 試験	平成二十六年 十一月三十日 (日曜日)	午前十時から午 後五時まで	岡山市北区御津中山四四四 ―三 岡山県運転免許センター

二 検定対象者

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

三 検定申請手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による検定申請書 一通
- (2) 写真 二枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
- (3) その他
 - ア 県内に住所を有する者
住所地在岡山県内であることを疎明する書類 一通
 - イ 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの
従事する警備業者の営業所が岡山県内にあることを疎明する書類 一通

2 提出先

- (1) 県内に住所を有する者

住所地在管轄する警察署の生活安全課

(2) 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。

3 提出期間

平成二十六年九月八日（月曜日）から同月十二日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 検定手数料

一万六千円

(注) 岡山県収入証紙により、検定申請時に納付すること。

なお、検定手数料は、納付後は返還しない。

五 受検定員

三十人。ただし、申請順に受け付け、受検定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 受検票の交付

検定申請者に対して、検定申請書を提出した警察署において交付する。

七 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全全部生活安全企画課

電話（〇八六）二三四一〇一一〇 内線三〇三四

2 県内の各警察署の生活安全課

八 その他

1 学科試験については、検定当日の午前八時三十分から受付を開始するので、受検申請者は、午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。

2 学科試験の受検に際しては、筆記用具を持参すること。

3 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検について別途指示し、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。

◎岡山県公安委員会告示第四百四号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成二十六年七月十一日

岡山県公安委員会

一 警備業務の区分等

警備業務の区分	期 日	時 間	場 所
雑踏警備業務及び交通誘導警備業務	平成二十六年十月七日（火曜日）及び同月八日（水曜日）の二日間	午前九時から午後五時まで	岡山市北区内山下二丁目一番一八号 岡山共済会館

二 講習対象者

当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る法第二十二條第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号）第七条第一項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの

- 1 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
- 2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- 3 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- 4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に

規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

- 5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

三 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
- (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申込前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）
- (3) 二に掲げる講習対象者に該当することを疎明する次に掲げる書類 各一通
- ア 当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

イ 次の区分のうち該当するものに係る書類

- (ア) 二1に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る所定の様式による書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

- (イ) 二2に該当する者

検定規則第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

- (ウ) 二3に該当する者

検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

- (エ) 二4に該当する者

旧検定規則第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

- (オ) 二5に該当する者

旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県外に住所を有する者

県内の警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申込み及び代理人による申込みは、受け付けない。

3 提出期間

平成二十六年八月二十五日（月曜日）から同月二十九日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 受講手数料

一万四千元

（注） 岡山県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は返還しない。

五 受講定員

十五人。ただし、申込順に受け付け、受講定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 講習の委託

この講習は、一般社団法人岡山県警備業協会（岡山市北区内山下二丁目二番一八号）に委託して行う。

七 その他

1 受講者は、筆記用具を持参すること。

2 講習終了後は、筆記の方法により修了考査を実施する。